

流山市福祉手当の支給に関する条例（平成19年流山市条例第44号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる者は、福祉手当の支給対象者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) 流山市在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関する規則（平成13年流山市規則第23号）に基づく慰労金を受給している保護者若しくは介護者又は当該受給に係る障害者</p> <p>(2) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている障害者又はその保護者若しくは介護者</u></p> <p>(3) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付（同法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。）を受けている障害者又はその保護者若しくは介護者</u></p> <p>(4) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費（同条第1項第7号に規定する短期入所の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。）の支給を受け、又は同法第77条第1項第8号に規定する事業若しくは障害者デイサービスを利用している障害者又はその保護者若しくは介護者</u></p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、市長が別に定める施設に、通所利用以外の利用形態により入所している障害者</u> (福祉手当の額の算定方法)</p> <p>第6条 福祉手当の額の算定方法は、別表に定めるところによる。</p> <p><u>2 福祉手当の支給対象となる障害者が別表に定める障害の区分の2以上に該当し、かつ、そのいずれもが同表に定める障害の程度の規定による区分に該当する場合は、最も高い額を当該障害者に係る福祉手当の額とする。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第5条 次に掲げる者は、福祉手当の支給対象者としな<u>い</u>。</p> <p>(1) 流山市在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関する規則（平成13年流山市規則第23号）に基づく慰労金を受給している保護者若しくは介護者又は当該受給に係る障害者</p> <p>(2) _____市長が別に定める施設に、通所利用以外の利用形態により入所している障害者 (福祉手当の額の算定方法)</p> <p>第6条 福祉手当の額の算定方法は、別表に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(福祉手当の支給制限及び不正利得返還)</p> <p>第13条 障害者の属する世帯のいずれかの者が、手当の支給を受ける月の属する年度(4月分から7月分までの手当にあっては前年度)の住民税の所得割が課されている場合(当該所得割の額がその年度における住民税調整額以下である場合を除く。)にあっては</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>、その年度の福祉手当は、支給しない。</p> <p>2 障害者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第2項の規定による福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)の受給者又は当該受給者に係る保護者若しくは介護者については、この条例の規定に基づく福祉手当は、支給しない。</p> <p>3 受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、福祉手当の全部若しくは一部の支給をやめ、又は既に支給した福祉手当の全部若しくは一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により福祉手当の支給を受けたとき。</p> <p>(3) 障害者の属する世帯に属する者の手当の支給を受ける月の属する年度(4月分から7月分までの手当にあっては前年度)の住民税額に変更が生じた場合において、支給した福祉手当の額が、当該年度に支給すべき福祉手当の額を上回ったとき。</p>	<p>(福祉手当の支給制限及び不正利得返還)</p> <p>第13条 福祉手当は、受給権者の前年度分の住民税額が420,000円に住民税調整額を加算した額以上であるとき(受給権者が重度知的障害者若しくはねたきり身体障害者又は当該障害者に係る保護者若しくは介護者である場合は、当該受給権者の前年(1月から7月までに係る福祉手当については、前々年とする。)の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき)は、その年の4月から翌年の3月まで(受給権者が重度知的障害者若しくはねたきり身体障害者又は当該障害者に係る保護者若しくは介護者である場合は、その年の8月から翌年の7月まで)は、支給しない。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p>3 障害者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に規定する障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第2項の規定による福祉手当(以下「特別障害者手当等」という。)の受給者又は当該受給者に係る保護者若しくは介護者については、この条例の規定に基づく福祉手当は、支給しない。</p> <p>4 受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、福祉手当の全部若しくは一部の支給をやめ、又は既に支給した福祉手当の全部若しくは一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により福祉手当の支給を受けたとき。</p> <p>(3) 受給権者の前年度分の住民税額又は前年の所得の額</p> <hr/> <p>に変更が生じた場合において、支給した福祉手当の額が、当該年度に支給すべき福祉手当の額を上回ったとき。</p>

改正後				改正前											
別表（第6条関係） 福祉手当の額の算定方法				別表（第6条関係） 福祉手当の額の算定方法											
障害者の区分	障害の程度	月額	算定額の特例	障害者の区分	受給権者の前年度の住民税額	福祉手当の額の算定方法（月額）		算定額の特例							
ねたきり身体障害者	二	8,650円	障害者の属する世帯に属する者のい	重度知的障害者又はねたきり身体障害者	二	8,650円		(1) 障害者が左の算定方法の区分の2以上に該当する場合は、最も高い額をもって当該障害者の福祉手当の額とする。							
身体障害者	1級	7,900円	ずれかの者について住民税均等割が課税されている場合（住民税の所得割の額が住民税調整額以下である場合を含む。）にあつては、左に定める額の2分の1の額とする。			上記以外の障害者	220,000円以下		知的障害者	Bの1又は中度	7,900円				
	2級	7,900円							身体障害者	Bの2又は軽度	6,900円				
	3級	6,900円								1・2級	6,900円				
知的障害者	重度知的障害者	8,650円								精神障害者	1級	6,325円			
	Bの1又は中度	7,900円							2級		5,060円				
	Bの2又は軽度	6,900円							3級		3,795円				
精神障害者	1級	7,900円							220,000円を超え、420,000円未満	知的障害者	Bの1又は中度	7,900円－0.0395×(住民税額－20,000円)		(2) 障害者が介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付（同法第41条第4項第2号に規定する短期	
	2級	7,900円										Bの2又は軽度	6,900円－0.0345×(住民税額－2		
	3級	6,900円													

改正後		改正前				
					20,000円)	<p>入所生活介護の利用日数が当該年度を通じて7日以内である場合を除く。)若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費(同条第1項第7号に掲げる短期入所の利用日数が当</p>
		身体障害者	1・2級	6,900円-	0.0345×	
				(住民税額-	20,000円)	
			3級	5,900円-	0.0295×	
				(住民税額-	20,000円)	
		精神障害者	1級	6,325円-	0.03162	
				5×(住民税額-	220,000円)	
			2級	5,060円-	0.0253×	
				(住民税額-	20,000円)	
			3級	3,795円-	0.01897	
				5×(住民税額-	220,000円)	

改正後	改正前						
							<p> <u>該年度を通じて7日以内である場合を除く。)</u> <u>の支給を受け、又は同法</u> <u>第77条第</u> <u>1項第8号</u> <u>に掲げる事業若しくは</u> <u>障害者デイ</u> <u>サービスを利用した日</u> <u>の属する月の</u> <u>翌月以降</u> <u>の手当の額は、左の算定</u> <u>方法により</u> <u>算出した額の</u> <u>2分の1</u> <u>の額とする。</u> <u>この場合に</u> <u>おいて、1円</u> <u>未満の端数</u> <u>が生じたとき</u> <u>は、これを</u> <u>切り捨てる</u> <u>ものとする。</u> </p>

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、この条例による改正前の流山市福祉手当の支給に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく福祉手当の受給権者であって、施行日においてこの条例による改正後の流山市福祉手当の支給に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第3号又は第4号の規定に該当することにより新条例の規定に基づく受給権者の要件を欠くこととなるものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日において受給権者とみなし、平成29年3月31日までを限りとして新条例の規定(第5条第3号又は第4号を除く。)を適用する。この場合においては、新条例第13条第1項中「所得割の額がその年度における住民税調整額以下である場合」とあるのは「当該住民税額が420,000円にその年度における住民税調整額を加算した額未満である場合」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前項の場合における平成27年度における福祉手当の額は、新条例別表に定める障害者の区分及び障害の程度の区分に応じ同表の月額欄に定める額の2分の1の額とする。</p> <p>4 第2項の場合における平成28年度における福祉手当の額は、新条例別表に定める障害者の区分及び障害の程度の区分に応じ定める同表の月額欄に定める額の4分の1の額とする。</p>	<p>備考 受給権者に住民税調整額がある場合においては、表中「220,000円」とあるのは、「220,000円に住民税調整額を加算した額」と、「420,000円」とあるのは、「420,000円に住民税調整額を加算した額」とする。</p>